

平成22年度（第9回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成22年12月8日（水）

第9回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成22年12月8日(水)午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

議案第44号 農地法第2条の農地でない旨の証明願いについて

議案第45号 農地法第2条の農地でない旨の証明願いについて

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第47号 農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第50号 町長の権限に属する事務の委任について

その他

出席委員

1番	赤埴満夫	2番	岩谷吉啓	3番	岡田嘉治	4番	尾鷲壽夫
5番	垣本 保	7番	小山松壽	8番	小山喜行	9番	坂田莞爾
11番	地當博巳	12番	芝崎憲年	13番	杉本正幸	14番	鈴木利朗
15番	竹田敏明	16番	角 是明	17番	中峰 聖	18番	西多計司
19番	西 豊	20番	東地寧司	21番	平崎茂樹	22番	中村省一

欠席者

6番 清野房松 10番 阪田洋好

出席した職員

石坪・西野

議長 皆さん、こんにちは。時間前ですが、出席予定者が全員そろっていますので、会議を始めたいと思います。今年も残すところ20日あまりとなりました。夏の気象異常がいまだに引きずっていて、暑い日と寒い日があり健康管理が難しくなってきたと思います。健康に気をつけて皆さん新しい年を迎えていただきたいと思います。それでは、ただ今から平成22年第9回串本町農業委員会定例会を開催致したいと思います。本日、欠席届けの出ている委員は6番清野委員、10番阪田委員の2名となっています。本日の会議の署名委員は、22番の中村委員、1番の赤埴委員にお願いを致します。本日予定されています案件は7件となっています。最後までよろしくをお願いします。それでは、早速ですが、本日の議事に入ります。議案第44号、農地法第2条の農地でない旨の証明願いについてを議題と致します。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 議案第44号、農地法第2条の農地でない旨の証明願いについて。
(議案書に従い朗読。)

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

赤埴委員 1番、赤埴です。

議長 1番、赤埴委員。

赤埴委員 (担当委員の現地調査説明等。)ここは、木材置場となっていますので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。それでは、事務局からの提案理由並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議長 質疑が無いようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認されました。続いて議

案第45号、農地法第2条の農地でない旨の証明願いについてを議題といたします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 議案第45号、農地法第2条の農地でない旨の証明願いについて。
(議案書に従い朗読。)

議長 それでは、続いて現地調査報告をお願いします。

中村委員 22番、中村です。

議長 22番、中村委員。

中村委員 12月6日に現地調査を会長、事務局、小山委員で行いました。
(担当委員の現地調査説明等。)ここは農地ではないと思います。報告は以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、事務局からの提案理由並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議長 質疑が無いようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は可決されました。次にまいります。議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請について。
(議案書に従い朗読。)
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

鈴木委員 14番、鈴木です。

議長 14番、鈴木委員。

鈴木委員 12月6日に会長と事務局、私で現地調査を行いました。
(担当委員の現地調査説明等。)

議長 ありがとうございます。それでは、事務局からの提案理由並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議長 質疑が無いようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は可決されました。次にまいります。議案第47、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について議題と致します。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 議案第47号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について。
(議案書に従い朗読。)この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上です。

議長 続きまして、現地調査報告をお願いします。

中村委員 22番、中村です。

議長 22番、中村委員。

中村委員 12月6日に、会長と事務局で現地調査を行いました。
(担当委員の現地調査説明等。)

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局からの提案理由並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

赤 埴 委 員 1 番。

議 長 1 番、赤埴委員。

赤 埴 委 員 存続期間 5 年とありますが、最高 5 年ですか。

議 長 事務局。

事 務 局 最高が 5 年というわけではありません。最初 10 年でしたが、利用権の設定は 5 年位ですということで 5 年になりました。5 年経ったら更新していきます。

赤 埴 委 員 更新していくんですね。はい、わかりました。

坂 田 委 員 9 番。

議 長 9 番、坂田委員。

坂 田 委 員 次の案件に出てくるんですが、3 条申請の下限面積をクリアするために出してきたのかなと思ったんですがそれはないんですか。

議 長 事務局。

事 務 局 そこは聞いてないです。最初は 10 年ということでしたが、利用権の設定がだいたい 5 年位なのでそうしました。5 年経ったら更新しましょうということでこうしました。

坂 田 委 員 次の 3 条申請のために出してきたんだと思ったんで、こういう風に設定したのかなと思ったんです。梅の場合 10 年以上なかったら採算があわないので、そう思ったんですが。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。

なしの声。

議 長 質疑が無いようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は可決されました。続いてまいります。議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請について。
(議案書に従い朗読。)農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

中 村 委 員 22番、中村です。

議 長 22番、中村委員。

中 村 委 員 (担当委員の現地調査説明等。)

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局からの提案理由並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

坂 田 委 員 9番。

議 長 9番、坂田委員。

坂 田 委 員 先ほど早まって言ったんですが、前の議案とたすと1反になりますがそれは関係ないのですね。

事 務 局 申請者は、利用権の設定すると併せて下限面積をクリアしています。

坂 田 委 員 5年経ったら戻すといわれたらどうなるんですか。以前古座のときにも

こういうことがあってどうかと思いましたが、耕作していたんで特に問題なかったんですが。5年経って戻されたら、そういう問題はどうなるんですか。

議 長 事務局。

事 務 局 利用権の設定なので、5年経ったら更新して下さいということは言いません。だから、もう一度5年なり10年の設定になってくると思います。

議 長 22番、中村委員。

中 村 委 員 現地調査をして言うのもなんですが、ここにある軽トラ1台とかあって家庭菜園的にやったら出来ると思いますが、梅の手入れをしようとしたら、草刈機などある程度必要になってくると思います。この土地は、もともと現在の所有者の土地ではなく、相続したので処分したいと思いますので何年間かでも、誰かが作ってくれればいいと思うんです。今までは耕作せずに荒れていたんで、ちょっとでも耕作してくれればいいのかなと思います。

議 長 休憩します。

議 長 休憩を閉じて再開します。事務局、9番の坂田委員の質疑についてお答え下さい。

事 務 局 事務局としては、耕作しますと言われれば申請書を受取るしかありません。

議 長 よろしいですか。それでは、他に質疑等ありませんか。

なしの声。

議 長 質疑が無いようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認されました。次にまいります。議案第49号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致しま

す。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 議案第49号、農地法第4条の規定による許可申請について。
(議案書に従い朗読。)農地の区分は、中山間地域に存在する小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地と判断されます。以上です。

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

中峰委員 17番、中峰です。

議長 17番、中峰委員。

中峰委員 12月6日、8時40分頃、会長と事務局と私で現地調査を行いました。
(担当委員の現地調査説明等。)排水も問題なく、隣接も自分の畑なので問題ないです。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの提案理由並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議長 質疑が無いようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は承認されました。続きまして、議案第50号、町長の権限に属する事務の委任についてを議第といたします。事務局趣旨の説明をお願いします。

事務局 議案第50号、町長の権限に属する事務の委任について。平成23年4月に県から町へいろいろな法律関係が権限移譲されます。その中に農地法関係も含まれています。このままですと、お配りしています図のように、今まで県で許可していたものが、町の許可になります。事務の迅速化のためにも、町長から農業委員会へ事務委任の協議がきております。内容については、農地法及び農地法施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)

法第 3 条第 1 項の規定による許可、同条第 4 項の規定による通知、同条第 5 項の規定による条件の付加並びに同条第 6 項の規定による報告の受理及び条件の付加。(2)法第 3 条の 2 第 1 項の規定による勧告及び同条第 2 項の規定による許可の取消し。(3)法第 4 条第 1 項の規定による許可、同条第 3 項の規定による意見の聴取、同条第 4 項の規定による条件の付加及び同条第 5 項の規定による協議。(4)法第 5 条第 1 項の規定による許可及び同条第 4 項の規定による協議。(5)法第 5 条第 3 項において準用する法第 3 条第 5 項の規定による条件の付加。(6)法第 5 条第 3 項及び第 5 項において準用する法第 4 条第 3 項の規定による意見の聴取。(7)法第 18 条第 1 項の規定による許可、同条第 3 項の規定による意見の聴取及び同条第 4 項の規定による条件の付加。(8)法第 49 条第 1 項の規定による立入調査、測量並びに物件の除去及び移転並びに同条第 3 項の規定による通知及び公示。(9)法第 50 条の規定による報告の徴収。(10)法第 51 条第 1 項の規定による許可の取消し並びに条件の変更及び付加並びに命令、同条第 3 項の規定による措置の実施及び公告並びに同条第 4 項の規定による費用の負担に関する事務。(11)施行令第 3 条第 4 項の規定による通知。(12)施行規則第 14 条第 2 項の規定による意見の聴取です。今の説明ではわかりにくいと思いますので、参考資料を別紙に添付してあります。簡単に説明しますと、3 条関係は、町外の人が農地を取得する場合の許可等になります。後は、18 条関係は農地の賃貸借の解約等の許可、49 条立入調査関係、50 条報告の聴取、第 51 条の違反転用の処分などについて、農業委員会へ事務委任の協議がきておりますのでそのことについて諮っていただきたいと思います。よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございました。お聞きのように今まで県知事が許認可権をもっていたのを町村長に許可権限が移譲されます。それに伴い、町長のほうから農業委員会へ事務委任したいという要請がきています。これについて皆さんに協議していただいて町長へ返事をするわけですが、先ほど事務局から読み上げていただきましたが、非常にわかりづらい。それでお配りしています解説書のようなものを見ながら読んでいただかないとわかりにくいと思います。そこで趣旨だけ理解していただいて、今まで、県知事が許可していたものを農業委員会がするということになります。それが一番大きいことだろうと思います。そういったことをご理解していただいたうえで協議していただきたいと思います。どなたか意見、質問ありませんか。

岩谷委員 2 番。

議 長 2 番、岩谷委員。

岩谷委員 これは、県下統一で国の法律でさがってきたのと違うんですか。

議 長 事務局。

事 務 局 これは、県からこういうふうにしなさいという指導はきています。ただ、町村によってはしませんというところもあります。農業委員会で判断して下さいということです。和歌山県は今年から権限移譲が始まりましたが、既に権限移譲している県もあります。全国的にみれば、農地法関係の事務委任しているところは 88% です。されていないところは、どういうところかという、農業委員会の設置されていない町村、案件が非常に少ないところが事務委任していないところだそうです。

岩谷委員 事務的にスムーズに行くのでいいと思います。

議 長 他にありませんか。9 番、坂田委員。

坂田委員 農業委員会にそれだけの権限を与えてくれるので結構なことだと思います。

杉本委員 13 番。

議 長 13 番、杉本委員。

杉本委員 内容はわかりませんが、地方自治法第 180 条の 2 とはどのような法律ですか。その内容を聞かせていただきたい。

事 務 局 ちょっと詳しい資料を持ってきていないのですが、町長の権限を他の団体に補助執行させることが出来るという内容です。

議 長 他にございませんか。21 番、平崎委員。

平崎委員 今まで、県で許可していたのが町村へおろしてくるということですね。それを町長が、農業委員会に事務委任したいということですね。問題は、

今までここで大体決めて、県の農業委員会へもって行ってそこで許可の承認されていたんですね。

議 長 事務局。

事 務 局 今まででしたら、農業委員会終了後、県へ進達し、県が県農業委員会の諮問会議の答申を受けてから許可を出すという形でした。今度は、権限移譲により町長に進達して、県農業会議の答申を経て町長の許可になるので、事務委任した場合は、農業委員会が県農業会の諮問会議の答申を受けて許可することになります。今までの知事の部分が町長になってくるので、そこを省いて直接農業委員会の許可にしたいということです。

平 崎 委 員 簡素化、簡略化するというふうに理解していいんですかね。今までの手続きをせずに、許可というふうになるんですね。

事 務 局 はい。県と県農業会議は別のものです。法律上は、県農業会議の答申は必ず聞かなければならないことになっていますので、その答申を受けて県が許可を出していたんですが、今度からは答申を受けて農業委員会の許可となります。

平 崎 委 員 町長の権限を委任するという事は、農業委員会を開いてここで決めたらいいということになるんですね。町長を通さずに決めるということですね。

事 務 局 はい。県農業会議の諮問会議には諮りますが、答申を受けてからの許可になります。町長部局を通らずに許可となります。

議 長 よろしいですか。今の話の中で、県と県農業会議というのが一緒になっているのではと思います。県というのと県農業会議は別のものです。我々の上部機関は、県農業会議になると思います。諮問する県農業会議は存続しているということです。4番、尾鷲委員。

尾 鷲 委 員 許可の関係はわかったんですが、51条関係ですね。違反転用に関する処分とか行政代執行なんかですが、今までは県あるいは町の名前でやりやすかった部分もあると思うんですが、農業委員会でやるということになってくるんですか。

事務局　　そうです。

議長　　だから、責任が非常に大きいものになってくるし、これが始まったら、事務を整理して不公平のないように務めなければならないだろうなと思っています。農業委員会の委員の方も忙しくなってくると思います。権限を与えられる代わりにそれに付随していろいろなことが出てくると思います。他にございませんか。質疑を打ち切ってよろしいですか。

はい。

議長　　質疑がないようですので質疑打ち切ります。皆さんにお諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長　　異議なしの声多数につき、本件は原案どおり承認されました。以上をもちまして本日予定されておりました議題は全て終了しました。その他についてですが、事務局からは無いそうです。皆さんの方から何かありませんか。無いようですので本日の会議はこれにて閉会を致します。ありがとうございました。

14時15分　定例会終了。